第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供

（予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資する情報）

第八十六条の四　法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法第七十条第一項各号の規定による招集命令（第三号において単に「招集命令」という。）を受け、これらに応じることとなる予備自衛官が、自衛隊の部隊又は機関で勤務する予定の期間その他の職務に関する情報

二　法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令（次号において単に「訓練招集命令」という。）を受け、これに応じることとなる予備自衛官が、訓練に従事する予定の場所及び内容に関する情報

三　招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官が、それぞれの招集に応じている期間中に負傷し、又は疾病にかかった場合における負傷及び疾病の性質、程度その他の状況に関する情報

四　前各号に掲げるもののほか、使用者が事業活動を行うために必要な情報であつて、予備自衛官の雇用の継続及び招集の円滑化を図る観点から、使用者に提供することが適当と認められる情報

2　法第七十五条の八において準用する法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、第四十九条の四第二項の規定による訓練招集期間に関する情報のほか、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「法第七十一条第一項」とあるのは「法第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

［節を加える。］

［条を加える。］

第四章　雑則

［条を削る。］

（防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式）

第八十六条の五　［略］

［同上］

第四章　［同上］

第八十六条の四　削除

（防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式）

第八十六条の五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百五十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十九年八月二十八日

総務大臣　野田　聖子

地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針

第１　現状認識

１　全体の傾向

地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。

地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成26年度が約２兆3,337億円、平成27年度が約２兆3,460億円と、リーマンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は回復傾向にあるものの、コミュニティ放送事業者を含むラジオ放送事業者においては、売上高は依然として減少傾向にある。

現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。

特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、平成27年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業利益は約46万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

（注）平成26年度及び27年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。

２　業態の特徴

地上基幹放送事業者		500者	平成29年６月１日時点
	テレビジョン放送事業者	127者	
	ラジオ放送事業者	406者	
	コミュニティ放送事業者	306者	